

上教社第20058号
令和7年8月29日

吉川区地域協議会
会長 山岸晃一様

上越市長 中川幹太
(教育委員会 社会教育課)

吉川旭地域生涯学習センターの廃止について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第88号 吉川旭地域生涯学習センターの廃止について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

吉川旭地域生涯学習センターは、利用者が限定期であることに加え、施設が老朽化している現状を踏まえ、地域住民と今後の利活用について協議した結果、社会教育施設としての利用が見込まれないことから、公の施設として廃止することに関し、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

現　況	諮問内容				
<p>1 設置 地域における市民の生涯学習及び生涯スポーツを推進することにより、文化の振興及び市民の健康の増進を図るため、地域生涯学習センターを設置する。</p> <p>2 名称及び位置 吉川旭地域生涯学習センター（上越市吉川区梶 257 番地 2）</p> <p>3 施設 体育館</p> <p>4 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで</p> <p>5 使用料</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>使用料（1 時間につき）</th></tr></thead><tbody><tr><td>体育館</td><td>840 円</td></tr></tbody></table>	施設名	使用料（1 時間につき）	体育館	840 円	<p>1 廃止予定日 令和 8 年 3 月 31 日</p>
施設名	使用料（1 時間につき）				
体育館	840 円				

※施設の利用状況等については参考資料 1 のとおり、施設に関する位置図・平面図については参考資料 2 のとおり

吉川旭地域生涯学習センターの利用状況等

1 施設の概要

施設名称	吉川旭地域生涯学習センター
所在地	上越市吉川区桿 257 番地 2
設置年度	昭和 57 年度
施設等	体育館 鉄骨造平屋建 延床面積 676 m ²

2 施設の利用状況

(単位：件、人)

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
件 数	8	15	16
(地域団体)	8	10	15
(市)	0	5	1
人 数	402	605	677
(地域団体)	402	500	667
(市)	0	105	10

※ (地域団体) 地域団体による利用

(市) 市主催事業等による利用

3 施設の管理における市の収支状況

区分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 収入 (千円)	17	18	17
② 支出 (千円)	施設維持管理費 1,365	1,686	1,626
③ 公費投入額 (②-①) (千円)	1,348	1,668	1,609
④ 利用者 1 人当たりの公費投入額 (単位：円)	3,353	2,757	2,377

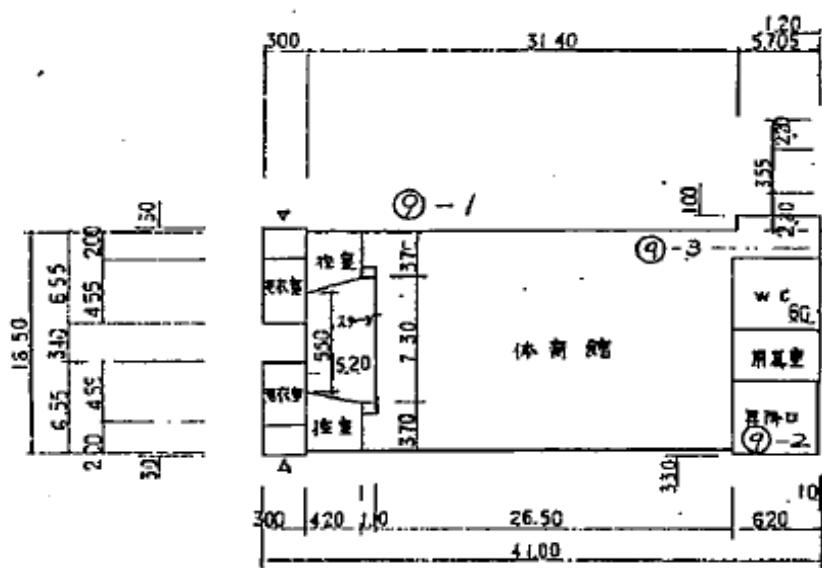
吉川旭地域生涯学習センター

位置図



※国土地理院（地図・空中写真閲覧サービス）を加工して作成

平面圖



写 真



上観第457号
令和7年9月18日

吉川区地域協議会
会長 山岸晃一様

上越市長 中川幹太
(文化観光部観光振興課)

吉川ゆったりの郷の利用時間及び休館日の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第89号 吉川ゆったりの郷の利用時間及び休館日の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、吉川ゆったりの郷の安定的な運営が必要であることから、利用時間及び休館日を変更することに關し、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という觀点から、意見を求めるもの

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 利用時間 ゆったりの郷の利用時間は、午前10時から午後10時までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>	<p>1 利用時間 吉川ゆったりの郷の利用時間は、午前10時から<u>午後9時</u>までとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p>
<p>2 休館日 ゆったりの郷の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日。</p> <p>(2) 12月31日から翌年1月2日まで</p>	<p>2 休館日 ゆったりの郷の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日。</p> <p>(2) <u>1月1日及び同月2日</u></p>

資料3

上観第458号
令和7年9月18日

吉川区地域協議会
会長 山岸晃一様

上越市長 中川幹太
(文化観光部観光振興課)

吉川スカイトイア遊ランドの利用時間の変更について(諮問)

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定により意見を求める。

記

諮問第90号 吉川スカイトイア遊ランドの利用時間の変更について
※ 諒問内容については、別紙のとおり

[諒問理由]

物価高騰など、経営環境が変化する中において、吉川スカイトイア遊ランドの安定的な運営が必要であることから、利用時間を変更することに関し、吉川区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

(変更点については、表中下線部のとおり。)

現況	諮問内容
<p>1 利用時間</p> <p>遊ランドの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。</p> <p>ア 宿泊室 午後3時から翌日午前10時まで</p> <p>イ 体育室及び食堂 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 吉川体験交流センター 午前8時30分から午後10時まで</p>	<p>1 利用時間</p> <p>遊ランドの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。</p> <p>(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。</p> <p>ア <u>宿泊室</u> 次のとおりとする。</p> <p>① <u>宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで</u></p> <p>② <u>日帰り利用 11時から午後2時 (宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後6時) まで</u></p> <p>イ <u>体育室 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>ウ <u>食堂 午前11時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後9時まで及び翌日午前7時30分から午前9時までとする。</u></p> <p>(2) 吉川体験交流センター <u>次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>研究室及び農産加工室 午前9時から午後5時まで</u></p> <p>イ <u>休憩室 午前10時から午後6時まで</u></p> <p>ウ <u>入浴施設 午前10時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。</u></p>

【令和7年9月3日】大雨被害状況[吉川区]

■覚知被害件数

R7.9.17現在

区分	件数	被害内容等	(参考) 市全体件数	
道路被害	9		106	
【内訳】	冠水による通行止	0	26	
	道路損壊	0	19	
	法面崩壊	1	雨水流れ込みによる市道路肩崩落(通行可) 【顕法寺】	18
	土砂流出	8	道路への土砂流出 ・県道1(一時通行止め)【長坂】 ・市道7(全て通行可)【川谷、大賀、山中、大岩、米山、福平、長坂】	43
農林水産被害	41		139	
【内訳】	農地	畦畔崩落	15 石谷2、大賀2、村屋1、稻古2、大岩2、国田2、福平2、東田中1、町田1	32
		法面崩壊	1 大岩	19
		水路閉塞	0	7
	農業用施設	農道・水路の法面崩落	9 大賀1、稻古1、大岩2、高沢入1、国田1、福平3	35
		用水路閉塞	10 村屋1、大岩1、国田6、福平1、道之下1	16
		その他	3 排水フリューム崩落等【大岩2、長坂1】	10
	林道	土砂流入	0	3
		路肩崩落	0	8
		その他	3 路面洗堀及び側溝閉塞3路線【大下名木山線、国田山中線、道之下町田線】	9
その他	1 民家裏土手の一部崩落(住宅への被害なし) 【東田中】		52	
合 計	51		297	

農作物等の被害予防・軽減に対する緊急支援を行います

6月下旬以降、ほとんど降雨のない状況や平年を上回る暑さが続いていることから、農作物等の被害予防・軽減に対する緊急支援を行います。

なお、支援事業を希望される場合は、令和7年8月22日(金)までに仮申込書(市ホームページ掲載のほか、提出先にも設置)を農政課又は各総合事務所へご提出ください。

消雪用井戸等の開放(給水)

※ 令和7年9月10日(水)まで

農業用に使用する水を確保するため、消雪用井戸等を利用し給水できるようにします。

なお、農政課(電話番号:025-520-5606)へ事前予約が必要です。

○給水場所及び対応車両

給水場所	種類	2t車以上	2t車未満
新潟県上越利水事務所	工業用水	○	—
板倉区針	地下水	○	○
高土区北方、頸城区花ヶ崎、清里 区菅原	地下水	—	○

○給水時間…午前9時から正午まで、午後1時から4時まで

○給水方法…市の職員が行います。運搬車両やタンクは各自でご用意ください。

※給水期間中であっても、十分な降雨が確認され次第終了します。

水稻・園芸作物・養魚等の農業者への支援事業

○交付対象者…①かん水を必要とする水稻、園芸作物を作付している農業者等

②養魚池などでかん水を必要とする魚を飼養している農業者等

※農業者等とは、農地台帳又は営農計画書等に登載された農地で耕作(養魚を含む)している方等です。

○対象期間…令和7年7月1日(火)から令和7年9月10日(水)まで

[1. かん水用機械等整備対策事業]

○事業内容…かん水用機械等の借り上げ又は購入に要する経費の1/2以内を支援します。

支援対象経費	上限額	
	支援対象基準額	支援金額
ミキサー車、散水車等による水の運搬に要した経費	50,000円/日	25,000円/日
ポンプ車等の借上料	18,700円/日	9,350円/日
ポンプの借上料	3,200円/日	1,600円/日
ポンプの購入費	93,100円/台	46,550円/台
ホースの購入費	8,800円/巻	4,400円/巻
ポリタンク(200ℓ以上)の購入費	28,700円/個	14,350円/個

○確認書類…借り上げ又は購入品の全体写真、使用状況の写真、型式・使用日時・かん水した農地の地名地番が分かる書類、納品書又は領収書

※上限額を超えて申請できますが、支援金額は上限額までとなります。

[2.かん水用機械等燃料費助成事業]

- 事業内容…ポンプの稼働に要する燃料費又は電気料金の1/2以内を支援します。
- 確認書類…使用状況の写真、型式・使用日時・かん水した農地の地名地番が分かる書類、納品書又は領収書(電気料金の場合は請求明細書)

畜産農業者への支援事業

- 交付対象者…畜産経営を行う農業者
- 対象期間…令和7年7月1日(火)から令和7年9月30日(火)まで

[1. 家畜暑熱被害応急対策事業]

- 事業内容…畜舎の暑熱対策に必要な設備購入に要する経費の1/2以内を支援します。

支援対象経費	上限額	
	支援対象基準額	支援金額
畜舎用換気・送風・散水設備の購入費	110,900円/台	55,450円/台

- 確認書類…購入品の全体写真、使用状況の写真、型式・使用日時・畜舎住所及び飼養頭数が分かる書類、納品書又は領収書

※上限額を超えても申請できますが、支援金額は上限額までとなります。

[2. 家畜暑熱対策電気料金助成事業]

- 事業内容…畜舎の暑熱対策設備に要する電気料金 7、8、9月分(ただし、暑熱対策による上昇分に限る)の1/2以内を支援します。
- 確認書類…使用状況の写真、使用日時・畜舎住所及び飼養頭数が分かる書類、電気料金の請求明細書

共通注意事項(支援事業)

- ①台数制限はありませんが、かん水・暑熱対策に必要な台数を対象とします。
- ②人件費は補助対象になりません。
- ③購入の場合、新規のみを対象とし、更新は対象になりません。また、中古機械を購入する場合は、古物営業の許可を受けた者が販売した機械であり、かつ、正常に稼働する機械に限ります。
- ④かん水対策については、中山間地域等直接支払交付金と併用して事業に取組むことが可能です。

問合せ・申込先

受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

○上越市農林水産部 農政課

住所:上越市木田1-1-3(木田第二庁舎1階)
電話:025-520-5748(直通) FAX:025-526-6185
メール:nousei@city.joetsu.lg.jp(代表)

○各総合事務所

電話:市ホームページ等で最寄りの総合事務所の電話番号をご確認ください。

農作物等への被害が発生した場合は、ご加入の内容に応じて、下記へご連絡ください。

○新潟県農業共済組合 上越支所【農作物共済等】

電話:025-525-1130

○上越市農業再生協議会 事務局【経営所得安定対策等(ナラシ対策を除く)】

電話:025-521-0030

干ばつ被害を受けた水田の早期復旧を支援します

今夏の干天・渇水により、田面のひび割れなどの干ばつ被害が発生し、今後の営農に支障をきたすことが懸念されます。

干ばつ災害復旧事業により、農地復旧（畦畔復旧、湛水整地）を行う方々を支援します。

なお、この事業は、市議会9月定例会で審議予定であり、議決をもって正式決定となります。

I 制度の対象

申請者 干ばつ災害水田復旧事業を行う農地の団地代表者、又は町内会長
(農地の団地代表者：農家組合など農業者で組織する団体を含む)

対象水田 亀裂の深さが田面から20cm以上あり、耕盤が破壊（保水能力が低下）されているもので、次に掲げるもの

- (1) 畦畔復旧工法、心土つき固め工法により復旧する事業
- (2) 水田一筆において、複数箇所に亀裂が生じているものを湛水整地工法により復旧する事業（全体的に散在しているもの）

2 支援の内容

重機を用いた畦畔復旧工事、湛水整地工事に要する経費

上記経費の **65%** を支援 10aあたり補助金交付限度額 **43,000円**
(補助基準額 67,000円)

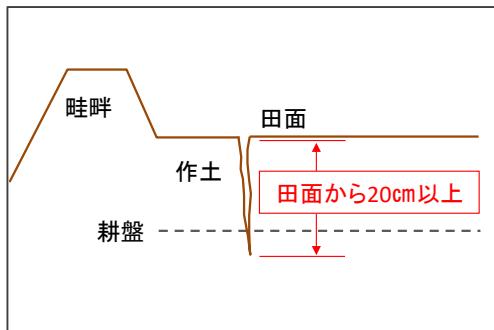
3 事業期間

令和7年9月29日（月）から 令和8年3月31日（火）まで

- 要望量調査票提出期限 令和7年9月10日（水）まで
 - 復旧工事完了期限 令和7年12月26日（金）（降雪期）まで
- ※実績報告書は工事完了後、速やかに提出してください



田面のひび割れの状況



亀裂断面のイメージ図



ブルドーザーを用いた湛水整地

お問合せ先

農林水産整備課

浦川原区総合事務所 産業グループ

柿崎区総合事務所 建設グループ

板倉区総合事務所 産業グループ

または、各区総合事務所

☎ (025) 520 - 5758

☎ (025) 599 - 2302

☎ (025) 536 - 6721

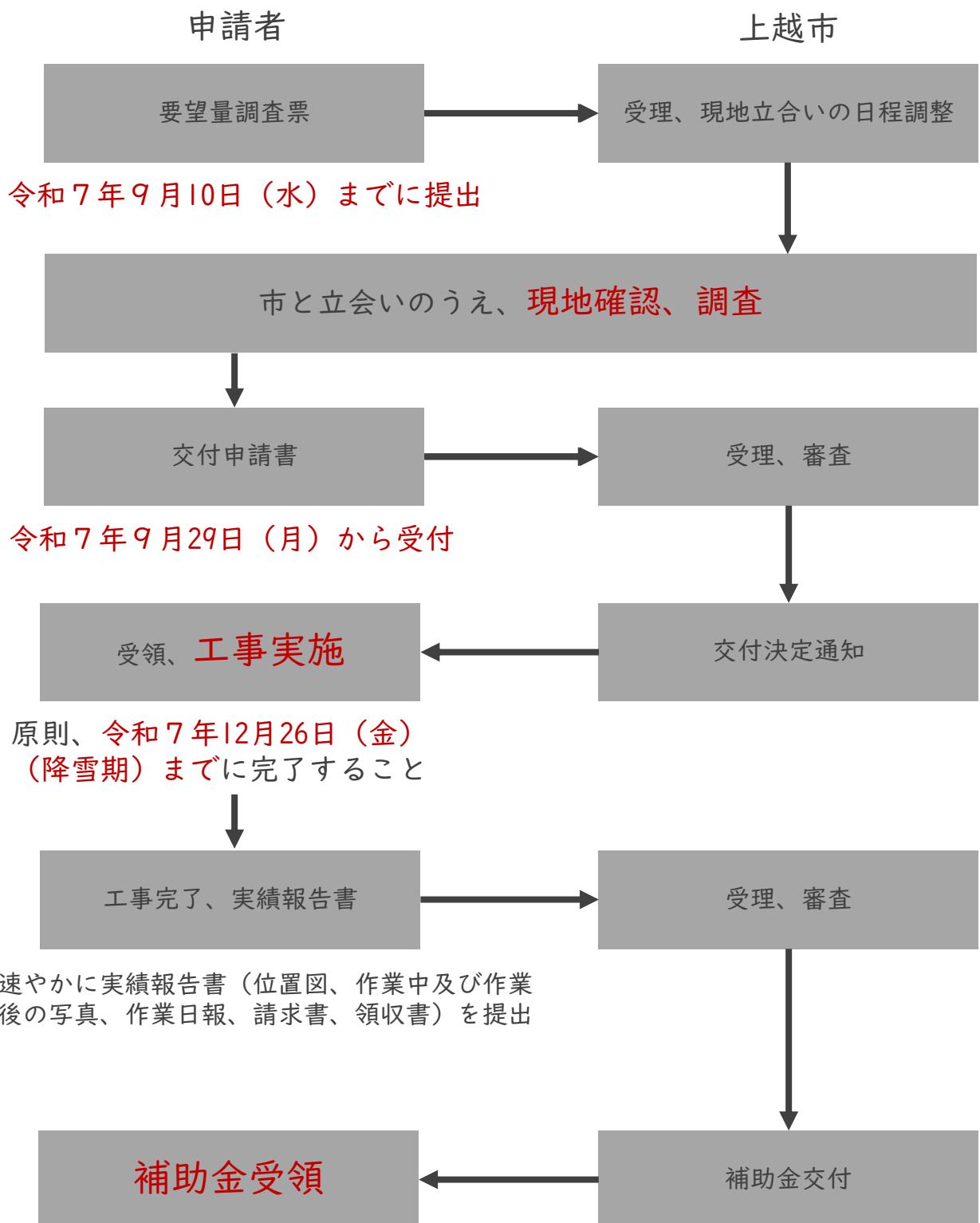
☎ (0255) 78 - 2141

✉ nosuisei@city.joetsu.lg.jp

✉ uragawara-sangyo@city.joetsu.lg.jp

✉ kakizaki-kensetsu.g@city.joetsu.lg.jp

✉ itakura-sangyo@city.joetsu.lg.jp



- 当事業は原則、令和7年12月26日（金）（降雪期）までに工事を実施してください
- 降雪期までに復旧することで、春の耕作に必要な水の確保、隔雪災害の防止につながります
- ご不明な点につきましては、まずはお気軽にご相談ください

次年度以降の耕作に向けた「水の確保」を支援します

今夏の少雨により、農作業に必要な水が不足したことから、市では緊急支援策として、**次年度以降の耕作に必要な水を安定的に確保するため**、簡易な貯留施設の新設や既存ため池の維持修繕を行う方々を支援します。

なお、この事業は、市議会9月定例会で審議予定であり、議決をもって正式決定となります。

I. 補助事業の概要

事業区分	簡易貯留施設整備 <small>※既存の水田を活用し、畦畔の嵩上げや田面の掘削・床固め・畔塗りなどを行い、緊急的に水を溜める施設の整備</small>	ため池維持修繕
対象者	農業者、農業法人、町内会、農家組合、用水組合、土地改良区	
補助対象地区	土地改良区が管轄するかん水区域外 <small>(主に中山間地域)</small>	市内全域 <small>〔「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、県に届出された農業用ため池〕</small>
内容	簡易貯留施設の新設、これに伴うポンプ・ホースの購入に要する経費	既存ため池の周辺施設の維持修繕や底地の排泥、ため池との導水を行うための施設等に係る維持修繕に要する経費
事業期間	令和7年9月29日（月）から 令和8年3月31日（火）まで	
補助率	1/2	
交付限度額	1箇所あたり100万円	1箇所あたり50万円

■簡易貯留施設整備の例



水田を活用して緊急的に水を溜める施設（掘削深：畦畔天端から70cmまで）

2 事業の流れ



お問合せ先

農林水産整備課	☎ (025) 520 - 5758	✉ nosuisei@city.joetsu.lg.jp
浦川原区総合事務所	産業グループ	✉ uragawara-sangyo@city.joetsu.lg.jp
柿崎区総合事務所	建設グループ	✉ kakizaki-kensetsu.g@city.joetsu.lg.jp
板倉区総合事務所	産業グループ	✉ itakura-sangyo@city.joetsu.lg.jp
または、各区総合事務所		